

若年認知症に関する社会資源（制度）一覧

制度名		対象	内容等	手続き窓口等	その他・備考
医療保険等	国民健康保険	被用者保険加入者等を除いた者	市町村（区含）管掌健康保険	区市町村国民健康保険課等	同業種による国民健康保険組合：年金は国民年金
	全国健康保険協会	中小企業被用者とその家族等	全国健康保険協会管掌健康保険	健康保険協会支部（協会けんぽ）	年金は厚生年金
	組合健康保険	健康保険組合員とその家族等	組管掌健康保険	各組合健康保険事務所	年金は厚生年金
	共済保険	公務員等とその家族等	共済管掌	各共済保険組合	各共済組合によって違いあり 年金は共済年金
	高齢者受給者証	70歳～75歳未満	各保険者	各保険者	H26年度より新たに70歳は2割、現役並み所得者は3割 高額療養費制度有(4段階)
	後期高齢者医療制度	75歳以上	自己負担1割、現役並み所得者は3割	区市町村(広域連合)	65歳～75歳未満 で、障害年金1～2級、精神障害者保健手帳1～2級所持等も申請可
	高額療養費	各健康保険	1月(暦月)の医療費が一定限度額以上を超えた場合に各保険者から支給	各保険者	限度額は、所得により5段階 住民税非課税者は35,400円(多数該当者：24,600円) 限度額適用認定証(事前手続きで、当初から限度額までの負担で済む)
医療費助成制度	自立支援医療(精神通院医療)	通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害(認知症含)を有する方	通院医療費1割負担 所得により、一定限度額	区市町村(障害福祉課・保健所等)	通院医療費助成
	難病医療費助成	対象疾患医療費、訪問看護 訪問リハ等	自己負担2割 所得により負担上限額設定	区市町村保健所等	通院及び入院医療費が対象。前頭側頭葉変性症の場合65歳以下の発症
	重度(心身)障害者医療費助成	身体障害者手帳受給者(一部) 都道府県により、精神障害者保健福祉手帳受給者(一部)	外来・入院の医療費一部負担の助成	区市町村(障害福祉課等)	都道府県によって精神障害者手帳も対象になり、入院医療費が助成される場合もある 東京都：2019.1.1.から、精神障害者保険福祉手帳1級の方も対象に含まれる。
	ひとり親(マル親)	父または母が重度の障害を有し、児童がいる家族	外来・入院の医療費一部負担の助成	区市町村	所得制限有
制度活用のための資格的なもの	精神障害者保健福祉手帳	医療機関に該当疾患(認知症:器質性精神症状)の初診日から6カ月経過時点での申請	一定程度の精神障害の状態であることを認定するもの	区市町村(障害福祉課・保健所等)	障害者総合支援法に基づくサービス(訓練等給付：就労移行支援、就労継続支援(A型B型)就労定着支援等) 介護給付費等の支給を受ける場合は、障害支援区分の認定を受ける必要がある
	難病医療費助成	対象疾患が確定診断され、疾患によっては、一定の状態に該当した場合 障害者総合支援法対象難病は2019.7現在359疾患(医療費助成対象は333疾患)	医療費自己負担2割、難病医療費助成受給者証により、難病を認定するもの	区市町村(障害福祉課・保健所等) 都道府県等に難病相談支援センター設置有り	障害者総合支援法に基づくサービス(訓練等給付：就労移行支援、就労継続支援(A型B型)就労定着支援等) 介護給付費等の支給を受ける場合は、障害支援区分の認定を受ける必要がある
	身体障害者手帳	肢体不自由、言語障害等 障害が可逆性が無い状態または、6カ月経過後に申請	一定の障害者あることを認定し各種の福祉サービスを受けるために必要なもの	区市町村(障害福祉課等)	障害者総合支援法に基づくサービス(訓練等給付：就労移行支援、就労継続支援(A型B型)就労定着支援等) 介護給付費等の支給を受ける場合は、障害支援区分の認定を受ける必要がある
	介護保険	65歳以上、初老期認知症、脳血管障害等は40歳以上		区市町村(介護保険課、地域包括支援センター等)	2018.8.1より所得の高い層は自己負担が3割へ。

若年認知症に関する社会資源（制度）一覧

経済保障	傷病手当金	被用者保険本人	支給開始日以前の継続した12カ月の標準報酬月額を平均した額の2/3	各保険者	病気で休業している期間給料の支払いがないか、傷病手当金より少ない場合に1年6か月の間支給される	
	雇用保険(失業給付)	民間企業等を離職し、就労意欲があるもの	年齢加入期間、退職前の給与によって支給	ハローワーク	傷病手当金と同時には受給は不可	
	障害年金	初診日年金加入・支払い1年6カ月経過一定の障害	障害年金の支給(65歳時老齢年金との選択)	年金事務所、	国民年金：障害基礎年金1級：975,125円2級：780,100円+子どもの加算額(1人につき224,500円3人目以降は74,800円) 厚生年金：1級障害基礎年金+報酬比例年金×1.25+配偶者加給年金額 2級：障害基礎年金+報酬比例年金+配偶者加給年金額(224500円) 3級最低保証額585,100円 障害等級1級の者 6,250円/月 障害等級2級の者 5,000円/月	
	障害年金生活者支援給付金	年金を含めても所得が低い者の生活を支援するために、年金に上乗せ支給するものである	支給要件 障害基礎年金受給者で前年度所得が462万1000円以下(障害年金の非課税収入は含まれない)			
老齢厚生年金の障害者特例	障害年金3級以上に該当(初診日は関係なし)	老齢年金支給(65歳時点で障害年金との選択)	年金事務所	S36.4.1以前生まれの男性、S41.4.1以前生まれの女性。過去に12カ月以上厚生年金加入し、現在は加入していない。年金保険証の納付月数が300カ月以上。		
経済安定のために考えられること	各種手当	特別障害者手当	精神又は身体の著しい障害のため、日常生活で常時特別の介護を必要な状態にある在宅の20歳以上の者	27,200円/月	区市町村(障害福祉課等)	国の制度 所得制限あり 施設入所、病院入院(病院・診療所等に3カ月以上継続)の場合は、支給されない
		児童扶養手当等	父または母が重度の障害があるもの	1人目の子ども42,910円2人目以降加算あり	区市町村	公的年金受給の場合、年金が児童扶養手当より少ない時、差額を支給
	区市町村独自の手当	身体障害者手帳、難病医療費助成受給者	区市町村によっては15,500円/月	区市町村	児童育成手当等 併給制限あり	
	生命保険等の高度障害	高度障害状態に該当	死亡保険金と同額が受け取れる	保険会社	保険契約は終了となる申請時期は療養状況を鑑みる。住宅ローン等でも要検討可能	
	生活福祉資金の貸し付け	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	総合支援資金 福祉資金 教育支援資金等	社会福祉協議会		
	奨学金	高校～大学院等	様々な種類有	学校担当窓口等		
	生活保護	受給要件あり		区市町村生活保護課等	申請主義なので、窓口申請が必要がある	
権利擁護等	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分 本契約内容は了解可能な者	福祉サービスの手続や金銭管理	社会福祉協議会	全国社会福祉協議会	
	成年後見制度	判断能力が不十分な人 判断能力が不十分になる前	法定後見(後見 保佐 補助) 任意後見	家庭裁判所、	地域包括支援センター、成年後見センター、法テラス、専門職団体等	
	家族信託等	信託する財産等がある人	財産等の管理処分を家族等に任せる仕組み		管理に多額の費用は掛からない。弁護士・司法書士等	
	指定代理請求特約等	手続きを行ったもの	代理人を受け取り可能	保険会社、銀行、郵便局等		
	財産管理委任契約等	手続きを行ったもの	具体的管理内容を決めて代理人に委任	当事者間の契約	公的監視者・取消権がない	